

平成 24 年 2 月 27 日

各 位

会社名 エルピーダメモリ株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本 幸雄
(コード番号 6665 東証 1 部)
問合せ先 取締役兼執行役員 安達 隆郎
(TEL 03-3281-1500 (代))

当社子会社の会社更生手続開始の申立て 及び債権の回収不能に関するお知らせ

当社の連結子会社である秋田エルピーダメモリ株式会社（以下「秋田エルピーダ」といいます。）は、平成24年2月27日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所にその申立てをし、これに伴い、同社に対する債権について回収不能のおそれが発生いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立ての理由

秋田エルピーダは、平成 18 年 7 月、国内唯一の DRAM 事業会社である当社の完全子会社として設立され、設立直後に、株式会社日立製作所のグループ会社である株式会社アキタ電子システムズおよびその子会社である株式会社アキタセミコンダクタから半導体後工程事業を譲り受け、両社の持つ高い技術力と製造ノウハウを承継し、後工程戦略に必須となる先端技術の基盤を確保しました。

設立以後、秋田エルピーダは、当社と密接な関係を有し、基本的には、当社と一体的に事業を継続してきました。

そのような状況の下、当社は、歴史的な円高、DRAM業界における競争激化等によるDRAM製品価格の急落、タイの大洪水によるDRAM需要の低迷等を原因として、本日、会社更生手続開始の申立てを行うに至りました。秋田エルピーダは、当社から毎月7億円程度の売掛金債権の回収をしておりましたが、今般、当社が会社更生法に基づく事業再建を図ることとなり、当社からの売掛金債権の回収が困難になったことを受けて、将来の資金繰りの見通しが立たなくなったことから、会社更生法の手続に従って事業再建を図ることといたしました。

2. 負債総額（平成 23 年 3 月 31 日現在 貸借対照表）

7,961 百万円

3. 当該子会社の概要

(1) 商号	秋田エルピーダメモリ株式会社		
(2) 本店所在地	秋田県秋田市雄和石田字山田 89 番地 2		
(3) 設立年月日	平成 18 年 7 月 21 日		
(4) 代表者	代表取締役 五味 秀樹		
(5) 主な事業内容	半導体素子、集積回路等の電子部品の開発、設計、製造、販売および保守など		
(6) 資本金	3 億 1000 万円		
(7) 発行済株式総数	6,202 株		
(8) 当社保有比率	100%		
(9) 役員 の 状 況	代表取締役	五味 秀樹	
	取締役	小林 孝広	
	取締役	加賀谷 晋司	
	社外取締役	坂本 幸雄	
	社外取締役	木下 嘉隆	
	社外監査役	増子 尚之	
(10) 従業員 の 状 況	415 名（平成 23 年 9 月 30 日現在）		
(11) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決算期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
純資産	278,331 千円	145,659 千円	285,237 千円
総資産	13,309,673 千円	11,369,065 千円	8,246,761 千円
売上高	13,431 百万	12,411 百万	11,002 百万
経常利益	△205 百万	44 百万	426 百万
当期純利益	△121 百万	△132 百万	139 百万

4. 債権の回収不能のおそれの発生について

秋田エルピーダの会社更生手続開始の申立てにより、当社の秋田エルピーダに対する下記債権について、回収不能のおそれが生じております。

当該子会社に対する債権の種類及び金額（平成 23 年 3 月 31 日現在）

貸付金	5,371 百万円
合計	5,371 百万円

5. 今後の見通し

別途本日付「会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、平成 24 年 2 月 27 日、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行いましたので、秋田エルピーダとともに、今後は、東京地方裁判所及び監督委員兼調査委員である土岐敦司弁護士の指導監督の下、スポンサーの選定及びその支援も視野に入れて事業の再建を目指し、債権者の皆様に対して少しでも多くの弁済額を確保できるよう、全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

以上